

平成27年3月20日

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡

## 審査請求書

次のとおり審査請求をする。

### 第1項 審査請求人の住所・氏名・年齢

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号  
チサンマンション丸の内第2 303号室  
氏名：特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 (53歳)

### 第2項 審査請求に係る処分

処分庁 内閣官房国家安全保障局長 谷内正太郎の平成27年1月19日付けの  
審査請求人に対する行政文書開示等決定処分（閣安保第32号）

### 第3項 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成27年1月23日

### 第4項 審査請求の趣旨

第2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

### 第5項 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、平成26年12月18日、処分庁に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）に基づき、「防衛装備移転三原則（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配布資料」の情報公開請求をした。

- (2) 処分庁は、平成27年1月19日、(1)の請求に対し、以下一部不開示処分ならびに不開示処分を行った。

「本件一部不開示処分①」

「国家安全保障会議の開催について（平成26年7月17日）」記載の四大臣会合の定例的な開催場所について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

これを公にした場合、定例的な会合場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当する」

「本件一部不開示処分②」

「国家安全保障会議の開催について（平成26年7月17日）」記載の具体的な議題について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

これを公にした場合、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に係る他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当する」

「本件一部不開示処分③」

「国家安全保障会議資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国の移転について」「国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」「国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国の移転について」「国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」の、法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、我が国の安全保障上の関心事項、防衛装備に係る技術情報等が推察されることになるため、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当する」

「本件不開示処分④」

「非公表資料」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

防衛装備移転三原則に関して公にしないことを前提とした文書であり、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれている。

これらを公にした場合、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当する」

「本件不開示処分⑤」

「国家安全保障会議議事の記録」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

国家安全保障会議の議事に関する情報が記載された文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこう

むるおそれがある。

以上から、法第5条第3号に該当する」

「本件不開示処分⑥」

「国家安全保障会議幹事会の議事録」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

作成または取得しておらず、保有していないため不開示とした。(不存在)」

(3) しかし、本件各処分は、次の理由により違法である。

「本件一部不開示処分①」

法第5条第3号に当たらない。

「本件一部不開示処分②」

法第5条第3号に当たらない。

「本件一部不開示処分③」

法第5条第2号及び第3号に当たらない。

「本件不開示処分④」

処分が特定されておらず、不適法である。

「本件不開示処分⑤」

法第5条第3号に当たらない。

「本件不開示処分⑥」

議事録を作成していないのは公文書管理法に反しており、不存在はありえず不適法である。

(4) 以上から、本件処分の取消しを求めて本請求に及んだ。

第6項 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

第7項 その他

(1) 添付書類 現在事項全部証明書 2通

(2) 証拠物件等 行政文書開示決定等通知書 写し 2通

「国家安全保障会議の開催について（平成26年7月17日）」

写し2通

「国家安全保障会議資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国の移転について」 写し 2通

「国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」 写し 2通

「国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット PAC-2 の部品（シーカージャイロ）の米国の移転について」 写し 2通

「国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」 写し 2通